



答申第 488 号  
平成 27 年 3 月 17 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 27 年 3 月 17 日付け神戸市参区第 2326 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

住民基本台帳ファイルへの情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 番号制度が導入されるにあたり、個人番号の通知や個人番号カードの交付等を円滑かつ効率的に実施するために、個人番号等を新たに追加し、電子計算機処理を行うことは不可欠であると認められるので妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

住民基本台帳ファイルへの情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

(住民基本台帳ファイル)

- ・ 制度個人番号

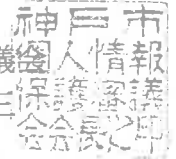
(送付先情報ファイル)

- ・ 送付先郵便番号
- ・ 送付先住所
- ・ 送付先氏名

答申第 489 号  
平成 27 年 3 月 17 日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 33 条第 2 項の規定に基づき、平成 27 年 2 月 26 日付け神戸市参区第 2205 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

「住民基本台帳事務」に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）  
＜特定個人情報保護委員会規則第 7 条第 4 項に関して＞

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については特段の問題は認められないと考えられるので妥当である。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。